

平成十八年三月三日受領
答弁第九五号

内閣衆質一六四第九五号

平成十八年三月三日

内閣総理大臣 小泉純一郎

衆議院議長 河野洋平殿

衆議院議員鈴木宗男君提出外務人事審議会に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員鈴木宗男君提出外務人事審議会に関する質問に対する答弁書

一について

外務人事審議会（以下「審議会」という。）は、外務公務員法（昭和二十七年法律第四十一号）等の規定に基づきその権限に属させられた事項を処理する。

二について

平成十八年二月一日現在の審議会の委員（以下「委員」という。）及び就任年月日については、岡村正氏が平成十八年一月十三日、有馬真喜子氏が平成十三年十月五日、武政和夫氏が平成十五年一月十八日、高坂節三氏及び下村満子氏が平成十五年四月十日並びに林貞行氏が平成十五年十一月十四日である。

三について

委員には、一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）第二十二条第一項の規定に基づき手当が支払われている。平成十八年二月一日現在の委員の手当額は、審議会一回につき会長が一万三千七百円、会長を除く委員が一万二千円である。

四について

審議会は、直近では、平成十八年二月二十四日に名誉総領事の任命に際し外務省に意見を述べた。